

安全法令ダイジェスト 改訂第7版

テキスト版 2021年11月30日7刷 訂正箇所
※第8刷より反映させていただきます。

■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 1 6 最下段（注）3 文末

【訂正前】安衛則18条の2

【訂正後】安衛則18条の2の2

P 6 5 左下方吹出「最大荷重は1 t未満」の下段

【訂正前】平積み $m^3 \times 1.8 t$ 未満

【訂正後】平積み $m^3 \times 1.8 t f$ 未満

P 1 1 0 【1】『若しくは』の2行目

【訂正前】「A又はB若しくはC」

【訂正後】「A若しくはB又はC」

P 1 1 0 【2】及び・並びに の下

『又は』、『若しくは』の後に使用される接続語である』を削除

P 1 1 7 左上図中の防護棚の角度

【訂正前】 25°

【訂正後】 20°

P 1 1 7 左上図下

『建設省指導基準（昭和39年1月27日付告示）』を削除

P 1 6 8 7つ目矢印 減圧の速度の下に挿入

→設備の設置等に関する義務および配慮義務〈高圧則14条、15条、16条、17条、18条〉・業務の一部を請負人に請け負わせるとき、加圧の速度（14条）、減圧の速度（18条）は請負人も措置の対象としなければならない。ガス分圧の制限（15条）、酸素ばく露量の制限（16条）、有害ガスの抑制（17条）の措置を講ずること等について配慮しなければならない。

P 1 6 8 「連絡」の下部の図

削除

P 1 6 8 下から3つ目矢印「火傷等の防止」の本文 2つ目に挿入

『・溶接、溶断作業の禁止時は、請負人に周知』

P 1 6 8 最下段の矢印 タイトル

【訂正前】室内作業員への措置

【訂正後】室内業務従事者への措置

P 1 6 8 最下段の矢印 本文最下段

【訂正前】で入室させない

【訂正後】で入室を禁止し、その旨を見やすい箇所に表示

P 1 6 9 「職務」の枠内3つ目

【訂正前】・高圧室内作業員を作業室～

【訂正後】・高圧室内作業員（請負人を含む）を作業室～

P 1 6 9 「職務」の枠内下から2行目

【訂正前】高圧室内作業員が健康に

【訂正後】高圧室内作業員（請負人を含む）が健康に

P 1 6 9 最下段の矢印 タイトル

【訂正前】病者の就業禁止〈高圧則 4 1 条〉

【訂正後】病者の就業禁止（請負人へ周知）〈高圧則 4 1 条〉

P 1 7 0 空気槽：本文 1 及び 4 内

空気清浄装置等：本文 1 内

送気量：本文 1 内

ボンベからの給気：本文 1 内 全 5 箇所

【訂正前】潜水作業

【訂正後】潜水業務従事者

P 1 7 0 作業計画の準用 箇条文 1 つ目

【訂正前】労働者に周知

【訂正後】労働者（請負人を含む）に周知

P 1 7 0 4 つ目矢印 送気量の上に挿入

→設備の設置等に関する義務および配慮義務〈高圧則 1 5 条、1 6 条、1 8 条〉

- 業務の一部を請負人に請け負わせるとき、業務間・終了時の重激な業務への従事禁止（1 8 条）は請負人も措置の対象としなければならない。
- ガスの分圧の制限（1 5 条）、送気（1 6 条）の措置を講ずること等について配慮しなければならない。

P 1 7 0 ボンベからの給気：本文 2 内

【訂正前】潜水作業の

【訂正後】潜水業務の

P 1 7 1 始業点検及び修理：本文 3 内

連絡員：箇条文及び本文 1、2、3 内 全 5 箇所

【訂正前】潜水作業

【訂正後】潜水業務従事者

P 1 7 1 下から3つ目の矢印 タイトル

【訂正前】 潜水作業者の携行物等 〈高圧則37条〉

【訂正後】 潜水業務従事者の携行物等（請負人へ周知） 〈高圧則37条〉

P 1 7 9 下から5つめの矢印 タイトル

【訂正前】 診察及び措置 〈酸欠則17条〉

【訂正後】 診察及び処置 〈酸欠則17条〉

P 1 8 0 最下行の上へ移動

冷蔵室等に係る措置 〈酸欠則20条〉

タンク等のガス漏出防止措置 〈酸欠則22条〉

空気の希薄化の防止 〈酸欠則23条〉

P 1 8 0 上から4つ目の矢印 タイトル

【訂正前】 溶接に係る措置 〈酸欠則21条〉

【訂正後】 溶接に係る措置（請負人へ配慮・周知） 〈酸欠則21条〉

P 1 8 0 上から8つ目の矢印 タイトル

【訂正前】 ガス配管工事に係る措置 〈酸欠則23条の2〉

【訂正後】 ガス配管工事に係る措置（請負人へ配慮・周知） 〈酸欠則23条の2〉

P 1 8 0 一番下に挿入

→設備の整備等に係る措置に関する配慮義務 〈酸欠則20条、22条、23条、25条の2〉

- 業務の一部を請負人に請け負わせるとき、冷蔵室等に係る措置（酸欠則20条）、タンク等のガス漏出防止措置（酸欠則22条）、空気の希薄化の防止（酸欠則23条）、し尿、汚水等の設備改造作業時の措置（酸欠則25条の2）を講じること等について、配慮しなければならない。

P 1 8 2 下から3つ目の矢印 付着物の除去の上に挿入

→**掲示**〈安衛則592条の8〉

ダイオキシン類の取扱上の留意事項、使用すべき保護具等を見やすい場所に掲示

P 1 8 2 下から3つ目の矢印 タイトル

【訂正前】**付着物の除去**〈安衛則592条の3〉

【訂正後】**付着物の除去（請負人へ周知）**〈安衛則592条の3〉

P 1 8 2 一番下 **保護具**の本文末

【訂正前】使用させなければならない

【訂正後】使用させ、請負人へ周知しなければならない

P 1 8 2 作業員のアイコン変更

【訂正前】作業員

【訂正後】作業員・請負人

P 1 8 5 1つ目の矢印 **掲示**の本文

【訂正前】2. 人体に及ぼす作用 4. 使用すべき保護具

【訂正後】2. 疾病の種類および症状 4. 保護具を使用すること、使用すべき保護具

P 1 8 5 5つ目の矢印 タイトル

【訂正前】**器具、工具、足場等の持ち出し**〈石綿則32条の2〉

【訂正後】**器具、工具、足場等の持ち出し（請負人へ周知）**〈石綿則32条の2〉

P 1 8 5 作業員のアイコン変更

【訂正前】作業員

【訂正後】作業員・請負人

P 1 8 5 下から2つ目の矢印 タイトル

【訂正前】呼吸用保護具・作業衣の着用〈石綿則14条、44条〉

【訂正後】呼吸用保護具・作業衣の着用（請負人へ周知）〈石綿則14条、44条〉

P 1 8 7 1つ目の矢印 発破終了後の措置の本文末

【訂正前】近寄らせてはいけない

【訂正後】近寄らせてはならず、その旨を見やすい箇所に掲示

P 1 8 7 2つ目の矢印 タイトル

【訂正前】呼吸用保護具の使用〈粉じん則27条1項〉

【訂正後】呼吸用保護具の使用（請負人へ周知）〈粉じん則27条1項〉

P 1 8 8 1つ目の矢印 タイトル

【訂正前】被ばく限度〈除染電離則3条、4条〉

【訂正後】被ばく限度（請負人へ周知）〈除染電離則3条、4条〉

P 1 8 9 2つ目の矢印 診察等の本文末

【訂正前】診察・処置を受けさせる

【訂正後】診察・処置を受けさせ、請負人には、診察等を受ける必要がある旨周知

P 1 8 9 3つ目の矢印 汚染拡大防止の箇条1つ目本文末

【訂正前】発生抑制措置を講じる

【訂正後】発生抑制措置を講じ、請負人に対しては、同措置の必要性を周知

P 1 8 9 4つ目の矢印 汚染検査の箇条2つ目本文

【訂正前】・労働者の身体

【訂正後】・労働者（請負人を含む）の身体

P 1 8 9 5つ目の矢印 保護具の本文末

【訂正前】着用させる

【訂正後】着用させ、請負人には着用の必要性を周知

P 1 8 9 作業員のアイコン変更

【訂正前】作業員

【訂正後】作業員・請負人

P 1 8 9 下から2つ目の矢印 タイトル

【訂正前】保護具の着用等〈除染電離則5条、16条〉

【訂正後】保護具の着用等（請負人へ周知）〈除染電離則5条、16条〉

P 2 0 5 「墜落制止用器具の使用義務」の枠内 下から5つ目

【訂正前】〈安衛則563条2項〉

【訂正後】〈安衛則563条3項〉

P 2 0 5 「墜落制止用器具は構造規格に合致するものを使用」の枠
削除

P 2 0 5 最下行

「ただし、平成31年2月1日現在で6カ月の経験者等は一部科目省略可能」を削除

P 2 0 8 ベルトの文言 2箇所

【訂正前】3mm以上の摩耗

【訂正後】2mm以上の摩耗

P 2 1 4 対象

【訂正前】下請負契約の総額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上の工事

【訂正後】下請負契約の総額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事

P 2 1 5 施工体制台帳等の作成の留意点①

【訂正前】下請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上の場合

【訂正後】下請負代金の総額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の場合

P 2 1 5 施工体制台帳等の作成の留意点③（5） 2箇所

【訂正前】外国人建設就労者

【訂正後】外国人技能実習生等

P 2 3 2 「配置する担当者・有資格者」列 最下段

【訂正前】有機溶剤業務従事者

【訂正後】有機溶剤業務従事者（特別教育に準ずる教育）

P 2 3 9 「作業内容（適用範囲）」列 最下段

【訂正前】潜水作業者との連絡作業（2人以下毎に1人配置）

【訂正後】潜水業務従事者との連絡作業（2人以下毎に1人配置）

P 2 4 8 表下に1行追加

ダイオキシン類の取扱上の注意事項 | 見やすい箇所に | 安衛則592条の8